

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

本市のまちづくりの指針である『八王子ビジョン2022』では、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を保健・医療・福祉分野の都市像に掲げ、その実現をめざしています。

これは、高齢者も含めた全ての市民が「ふれあい、支えあい」の心を持ち、健康で幸せな生活を築いていくことを示しており、本計画では、この都市像を基本理念に位置付け、この理念を実現するための施策・事業の推進を図ります。

また、前述の基本理念の達成に向け、『八王子ビジョン2022』における「基本施策」から以下の2つの目標掲げ、本市の「市民力・地域力」の発揮を重視する地域包括ケアシステムの強化を図ります。

図表3-1 計画の基本理念と基本目標



2 地域包括ケアシステム推進の視点

(1) 推進の視点（自助・互助・共助・公助）

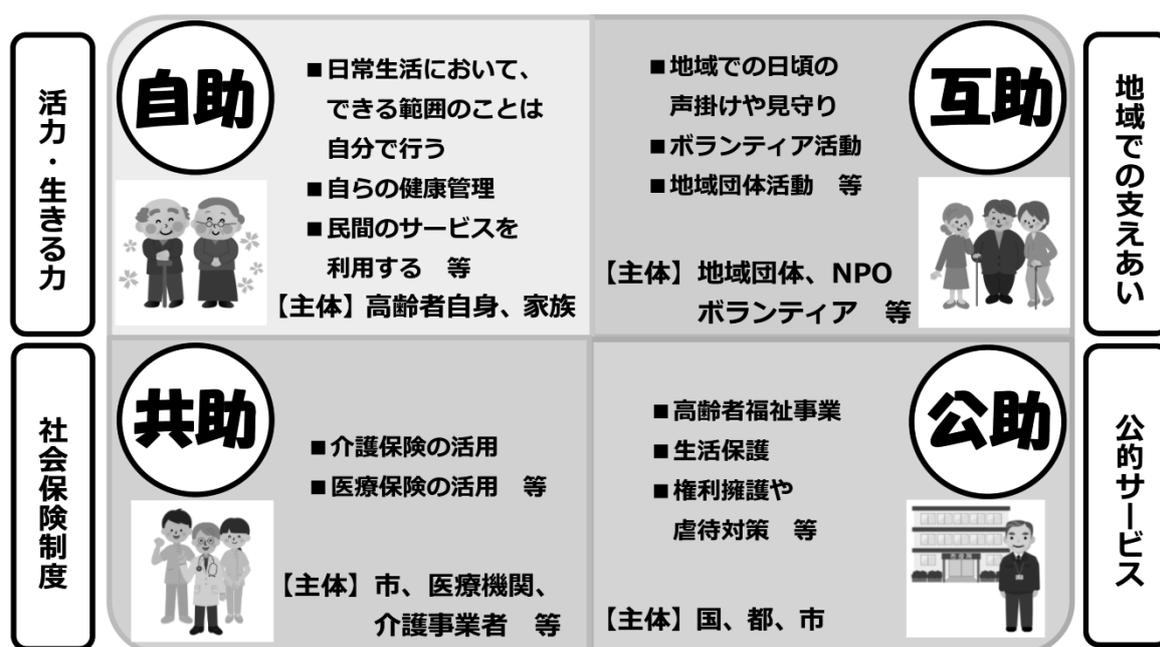
今後、「地域包括ケアシステム」の一層の強化を図るためには、高齢者自らの活力や生きる力による「自助」、介護保険制度などの社会保険制度による「共助」、税金による公的サービスを行政が行う「公助」が連携・補完することが重要ですが、本計画においては、地域包括ケアシステムを進めるための視点として、地域住民やボランティアなどの活動に関する「互助」の視点を特に加えています。

「自助」、「共助」、「公助」という3つの視点に「互助」という視点が加わることは、個人、当事者団体や高齢者によるボランティア、各種の地域団体、行政などの多様な主体間の相互理解や、それぞれの取組の促進につながると考えます。

また、複数の視点から地域や福祉を考えることは、新たな課題の発見にもつながるもので、多様な主体の協調や連携にも効果があると考えられます。

地域包括ケアシステムをよりきめ細かいものとするためには、地域住民やボランティアが、地域で日常的に行っている活動を、より積極的にとらえ、その取組を広げていくことが特に重要です。本計画では、自助・互助を促し、支援するとともに、より適正な共助・公助を推進することを、地域包括ケアシステム推進の基本的な視点とします。

図表3-2 自助・互助・共助・公助の視点



(2) 地域包括ケアシステムの強化

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けるために必要な「予防・介護・医療・生活支援・住まい」などの支援が、日常的な生活の場で提供されるよう、地域ぐるみでサポートしあうしくみが「地域包括ケアシステム」です。

地域包括ケアシステムは、医療機関や介護サービス事業所をはじめとする様々な地域資源が連携することを基本に成り立つものであり、今後とも、更なる連携強化に向け、各種の事業を展開することが必要です。

そのうえで高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けるためには、地域ぐるみのサポートのすき間を少なくしていく努力が求められます。

市民一人ひとりが地域ぐるみのサポートに関心を持ち、見守りや地域でのつながりの強化、生きがいつくり、社会貢献、介護予防など、様々な取組に自ら取り組んでいくことが重要で、既に多くの市民が各地域で取組を始めています。

そして本市では、町会・自治会やシニアクラブ、さらには各種の市民団体、NPO法人などが様々な活動を展開しており、ふれあい・いきいきサロンも市内に約140か所と広がりを見せています。社会福祉法人や大学など社会資源も多数存在しており、市民との連携も多くみられます。

これまでも本市の大きな特長である「市民力・地域力」を地域包括ケアシステムの重要な要素として位置付け、医療・介護をはじめとする多様な事業者や、様々な地域資源、各種の地域でのつながりなど、幅広く連携することを「八王子版地域包括ケアシステム」とし、本市独自のイメージ図を用いて、「市民力・地域力」の周知と推進を図ってきました。

今後、より高齢化が進んでいく中で、地域ぐるみのサポートをより充実したものとするためには、様々な団体の連携を深めることとあわせ、市民一人ひとりのつながりや介護予防に関する知識、「お互いさま」の意識などをより高める取組が必要になります。

本計画においては「市民力・地域力」の更なる発揮をめざして、各種の取組を通じ、「八王子版地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

図表3-3 八王子版地域包括ケアシステム イメージ



第6期は、在宅医療と介護の連携の推進や高齢者あんしん相談センターの充実など、『八王子版地域包括ケアシステム推進プラン』の第1期としての基礎づくりを進めてきました。

第7期では、八王子版地域包括ケアシステムをより強化し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）の高齢者の状況やサービスの中長期的な水準等を見据え、「市民力・地域力」で地域を支えるしくみづくりを推進し、高齢者の福祉や介護の課題に対応することをめざします。

(3) 日常生活圏域について

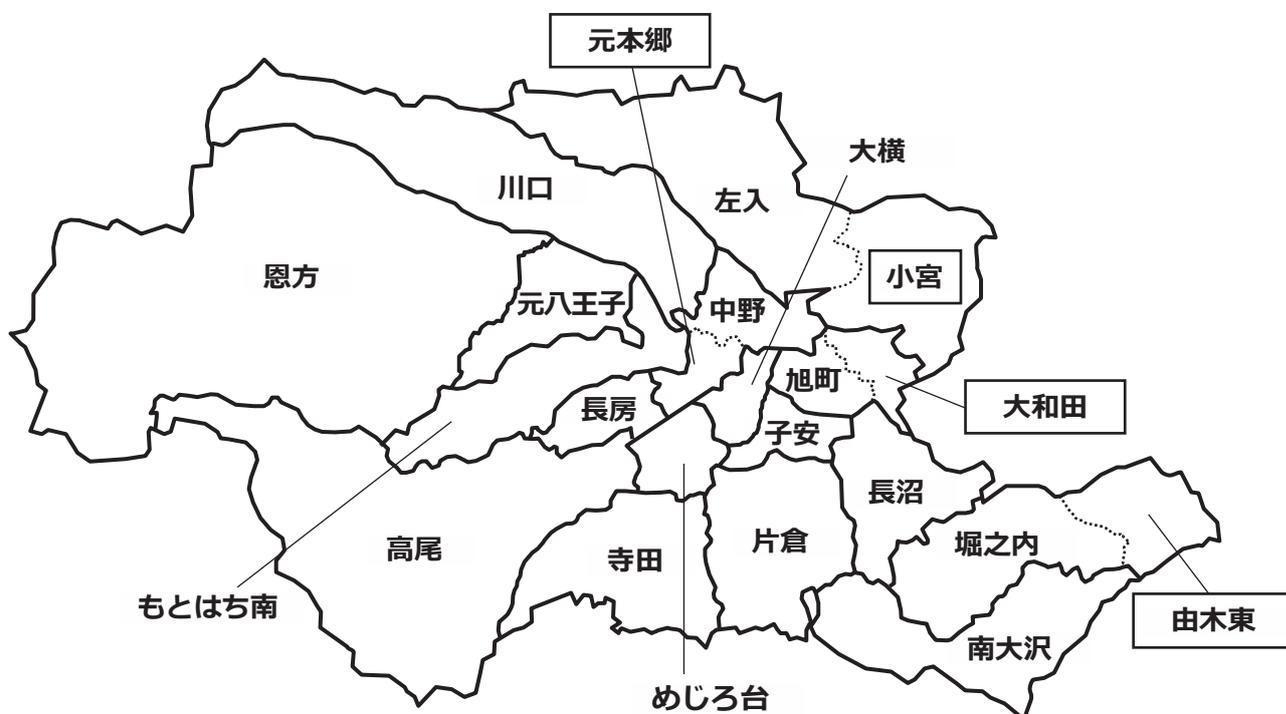
本市は『第5期計画』までに15の日常生活圏域を設け、市民により親しみやすい存在となるよう、地域包括支援センターに「高齢者あんしん相談センター」という愛称を付け、よりきめ細かなサービス向上と機能拡充を推進してきました。また、『第6期計画』では、地域住民、関係機関・団体等とともに地域包括ケアシステムの基盤をつくることを目標と定め、将来的に民生委員・児童委員の活動地区とあわせた形となる21圏域をめざし、17圏域に拡大しました。

本計画でも、『第6期計画』で定めた目標を踏襲し、本計画期間中に4圏域を拡充し、21圏域としていくことをめざします。

なお、『地域福祉計画』では、行政が適切な福祉サービスを提供するため、また、地域住民による地域福祉活動を推進するため、中学校区を最小単位とした「福祉圏域」を設定しています。「福祉圏域」における今後の取組なども連携・整合を図り、地域包括ケアシステムをより強固なものとするよう進めていきます。

また、各圏域のデータや地域ごとの取組の方向性を示した『日常生活圏域別の状況』を本市ホームページで公開しています。

図表3-4 本計画における日常生活圏域図（囲みのある圏域は期間中に拡充予定）



図表3-5 日常生活圏域と含まれる担当地域の概要

日常生活圏域名		担当地域	対応する 民協地区	対応する 保健福祉 センター ※2
17 圏域	21 圏域 (予定)			
(1)旭町	旭町	横山町、八日町、本町、元横山町一丁目～三丁目、田町、新町、明神町一丁目～四丁目、東町、旭町、三崎町、中町、南町	第4地区	大横
	大和田	大和田町一丁目～七丁目、富士見町、大谷町の一部	第6地区	大横
(2)高尾	高尾	東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、狭間町	第14地区	東浅川
(3)左入	左入	尾崎町、左入町、滝山町一丁目・二丁目、梅坪町、谷野町、みつい台一丁目・二丁目、丹木町一丁目～三丁目、加住町一丁目・二丁目、宮下町、戸吹町、高月町、中野山王二丁目8	第8地区	大横
	小宮	高倉町、石川町、宇津木町、平町、小宮町、久保山町一丁目・二丁目、大谷町(一部を除く)、丸山町	第7地区	大横
(4)中野	元本郷	日吉町、千人町一丁目～四丁目、元本郷町一丁目～四丁目、追分町	第1地区	大横
	中野	中野町、暁町一丁目～三丁目、中野山王一丁目～三丁目(二丁目8を除く)、中野上町一丁目～五丁目、清川町	第5地区	大横
(5)南大沢	南大沢	鑓水、鑓水二丁目、南大沢一丁目～五丁目、松木、別所一丁目・二丁目	第20地区	南大沢
(6)めじろ台	めじろ台	散田町一丁目～五丁目、山田町、めじろ台一丁目～四丁目	第13地区	東浅川
(7)長沼	長沼	北野町、打越町(一部を除く)、長沼町、絹ヶ丘一丁目～三丁目、北野台一丁目～五丁目	第17地区	南大沢
(8)川口	川口	川口町、上川町、犬目町、檜原町	第9地区	東浅川
(9)元八王子	元八王子	大楽寺町(一部を除く)、上壱分方町、諏訪町、四谷町(一部を除く)、式分方町(一部を除く)、川町(一部を除く)	第11地区	東浅川
(10)片倉	片倉	小比企町、片倉町、西片倉一丁目～三丁目、宇津貫町、みなみ野一丁目～六丁目、兵衛一丁目・二丁目、七国一丁目～六丁目、打越町の一部	第16地区	南大沢
(11)堀之内	堀之内	下柚木、下柚木二丁目・三丁目、上柚木、上柚木二丁目・三丁目、中山、越野、南陽台一丁目～三丁目、堀之内、堀之内二丁目・三丁目	第18地区	南大沢
	由木東	東中野、大塚、鹿島、松が谷	第19地区	南大沢
(12)長房	長房	並木町、長房町(一部を除く)、城山手一丁目・二丁目	第12地区	東浅川
(13)子安	子安	子安町一丁目～四丁目、寺町、天神町、南新町、万町、上野町、台町一丁目、緑町	第3地区	大横
(14)もとはち南	もとはち南	叶谷町、泉町、横川町、元八王子町一丁目～三丁目、大楽寺町の一部、四谷町の一部、長房町の一部、川町の一部、式分方町の一部	第11地区	東浅川
(15)寺田	寺田	館町、梶田町、寺田町、大船町	第15地区	東浅川
(16)大横	大横	八幡町、八木町、平岡町、本郷町、大横町、小門町、台町二丁目～四丁目	第2地区	大横
(17)恩方	恩方	下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、美山町※1	第10地区	東浅川

※1 美山町に対応する民協地区は、全て第9地区となります。

※2 対応する保健福祉センターの担当地域は、日常生活圏域の担当地域と細部が異なるため、概ねの目安としてください。

3 計画の柱と重点的な取組

(1) 計画の柱

本市の最上位計画である『八王子ビジョン2022』の体系にあわせ、中心となる基本的な計画の柱として、以下の3つを定めます。

計画の柱

1

地域で生きがいを持ち、生き活きと暮らす

～ 人とひととが支えあう地域づくりを推進します ～

- 「市民力・地域力」を活かし、互いに支えあう「地域ネットワーク」を更に充実します。
- 介護予防や健康づくりに対する意識を高め、高齢者が健康を維持し、自立して暮らし続けるためのサポート体制を充実します。
- 高齢者の知識・経験が発揮できるよう、生きがい就労や地域での活躍の場づくりを進めます。
- 安心して生活でき、自立につながるまちづくりを進めます。
- 災害時に安心して避難ができるように、地域での支援体制づくりを進めます。

計画の柱

2

住み慣れた地域で安心して暮らし続ける

～ 高齢者への支援を推進します ～

- 地域包括ケアシステム強化のため、多様な活動主体への普及啓発に取り組み、広がりある事業の展開につなげます。
- 認知症になっても、本人や家族が安心して生活を送れるよう、介護を行う家族への支援や様々な相談、情報提供、サポート体制を充実します。
- 医療と介護の情報の連携・共有化や、多職種による連携を進め、高齢者が安心して暮らせるネットワークの強化を図ります。
- 高齢者の権利が侵害されることのないよう、地域と行政が協力してサポートの体制を充実します。

計画の柱

3

利用者の自立を支える介護保険サービスの安定した提供

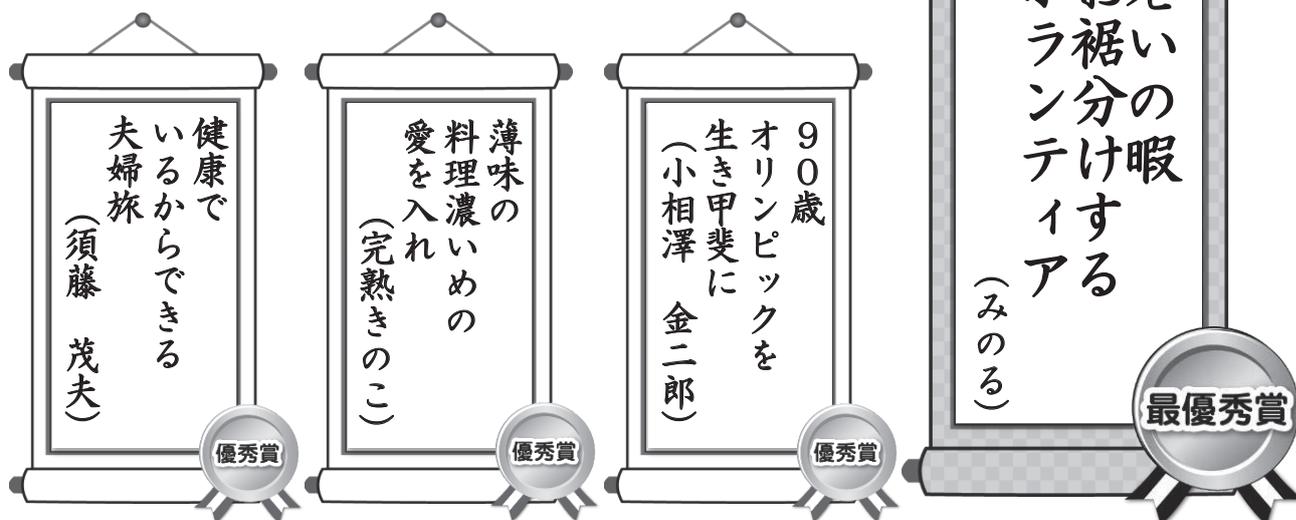
～ 介護保険制度の適切な運用に努めます ～

- 介護職のイメージ向上や各種啓発、情報提供など、人材確保に向けた様々な支援を充実します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の普及と、介護サービス事業所の適切な配置と運営に努めます。
- 適正な保険料の徴収と給付の推進、適切なサービスの提供、事業者に対する指導など、持続可能な制度を維持するよう努めます。
- 介護保険施設の整備について、小規模多機能型居宅介護をはじめとする、在宅介護を支える地域密着型サービスを中心に進めます。

第四回

「八王子市いきいき長寿川柳大賞」

応募状況は第二回は 849 句、第三回は 904 句、第四回は 969 句と、大変好評です。引き続き、川柳を通じて介護予防や健康づくりに取り組みます。



(2) 重点的な取組

本計画期間中の特に重点的な取組として以下の6つを定めます。

重点1 市民力・地域力を活かした多様な取組の推進

「八王子版地域包括ケアシステム」を、より強化していくためには、市民一人ひとりが、地域課題の解決や地域福祉を向上させようと活動する「市民力」と、地域を構成する個人や様々な団体が、お互いに協力し、主体的に地域課題の解決に取り組む「地域力」の発揮が欠かせません。両者を活かし、相乗効果をより発揮するために、各種団体における取組の課題や活動事例などの情報共有を進めることで「市民力・地域力」の更なる醸成とそれを活かした多様な取組を進めます。

重点2 介護予防に関する意識の向上・施策の推進

高齢化がますます進む中、介護が必要な状態になる前に自ら予防に取り組み、健康や身体機能を維持することが重要です。実態調査の結果においても「健康管理・健康づくりへの支援」への要望は高くなっています。高齢者ボランティア・ポイント制度、各種高齢者向け事業など、様々な形で介護予防と健康づくりを支援します。

重点3 八王子版地域包括ケアシステムの強化

高齢者の割合が今後も増していく中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、今後更に「八王子版地域包括ケアシステム」を強化していくことが重要です。実態調査の結果を踏まえ、更なる周知を進めるとともに、地域包括ケアシステムの中核となる高齢者あんしん相談センターの充実や、各種ネットワークの強化、情報提供などを進めます。

重点4 認知症施策の推進

高齢者数の増加により認知症対策は更に重要になっています。実態調査においても早期発見や医療・介護・地域の連携が求められています。早期発見、早期対応、家族支援、認知症サポーターの養成など、各種の施策を通じて、認知症に対する地域ぐるみの取組を進めます。

重点5 医療と介護の多様な職種による連携推進

実態調査の結果を見ると、人生の最期まで「自宅で過ごしたい」と望んでいる方は多く、慢性疾患や認知症など、医療と介護の両方を必要とする高齢者は増えています。地域ケア会議の場などを活用し、在宅生活を支える多様な職種同士で顔の見える関係づくりにより、医療と介護の連携強化につなげていきます。

重点6 介護人材の確保・定着・育成

今後更なる高齢化が見込まれる中、介護を担う人材の不足が慢性的な問題となっており、職員の確保は大きな課題となっています。将来に向けた継続的な取組として、介護人材の総合的な確保・定着・育成について、多様な研修や相談会の開催など、就職希望者や介護サービス事業所を支援します。また、介護職のイメージ向上なども行います。

4 施策の体系

